

保育所等の整備に対する主な財政支援（1）

整備費補助

※ 「待機児童解消に向けた緊急対策」より抜粋

■国制度

- 保育所等の整備費について、国及び区市町村は、事業者（社会福祉法人、公益法人等）に対し、一定割合を補助。

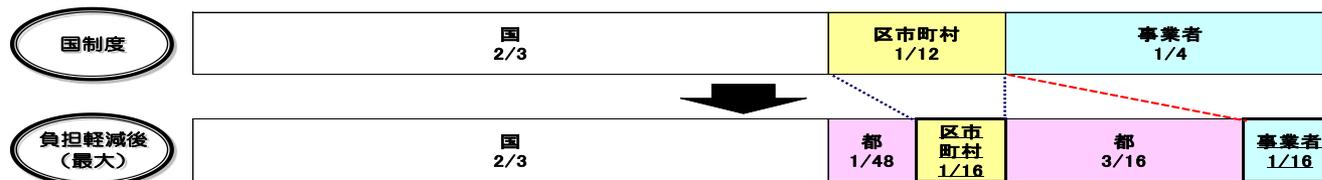
負担割合（例）：

国 2/3	区市町村 1/12	事業者 1/4
----------	--------------	------------

■都による独自支援上乘せ後

- 都は、保育所等の整備を進めるため、国制度の対象となっていない株式会社やNPO法人に対し、独自に整備費を補助。
- 区市町村と事業者の負担割合を軽減するため、独自の補助も実施。

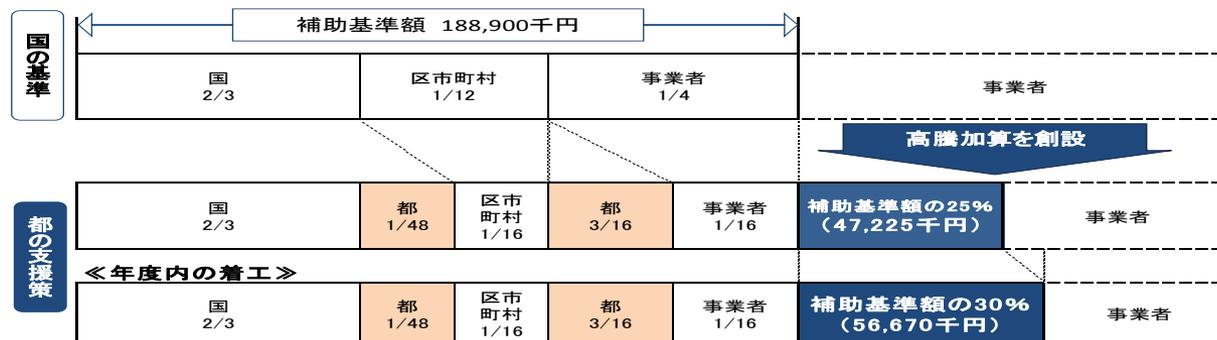
[負担軽減のイメージ] 保育所等整備交付金（国の補助率2/3の場合）



■緊急対策による更なる拡充

- 今後4年間、国の整備費の補助基準額に25%相当上乘せする「高騰加算」を独自に創設。
- 今年度中の整備を加速するため、年度内に着工する場合には、加算率をさらに引き上げ、30%相当の加算額に。

＜定員100名の認可保育所を新たに整備する場合＞



保育所等の整備に対する主な財政支援（2）

賃借料に対する補助

■国制度

- 賃貸物件を活用して保育所等を整備する場合、改修費を補助するとともに、開設後は、運営費（公定価格）の賃借料加算で賃料を支援。

■都による独自支援上乗せ後

- 賃貸物件を活用した小規模保育等の工事期間中の賃借料を補助。



【都独自】

開設後は公定価格の対象

- ◆認可保育所41,000千円
- ◆小規模保育12,000千円

■緊急対策による更なる拡充

- 建物の賃借料補助を独自に創設。
- 年度内に開設する場合には、都の負担割合をさらに引き上げ。

◆補助単価 ※4、5年目は1/2

各区市町村の平均公示価格	補助額(年額)上限
35万円未満	15,000千円
35万円以上2倍未満	20,000千円
35万円の2倍以上3倍未満	30,000千円
35万円の3倍以上	40,000千円

- ◆対象施設：認可保育所、認定こども園、認証保育所、小規模保育、事業所内保育、家庭的保育
- ◆補助対象期間：5年間
- ◆負担割合：都3/4 区市町村1/8 事業者1/8
 <<年度内の開設>>
 都7/8 区市町村1/16 事業者1/16

借地料に対する補助

■国制度

- 着工から開設までの期間にかかる借地料を「土地借料加算」として補助するとともに、緊急対策により、加算額の増額及び土地の賃貸契約から工事着工までの期間の補助対象化。

■都による独自支援上乗せ後

- 事業者が国有地や民有地を借り受けて、新たに保育所等を整備する場合、開設後の借地料について、一部を補助。



開設前は国の補助対象

【都独自】

- 補助対象：認可保育所、認定こども園、認証保育所
- 補助上限：5年間 年額1,500万円

■緊急対策による更なる拡充

- 借地料補助の上限額を年額2,000万円まで引き上げ。
- 都の負担割合を改め、区市町村と事業者の負担を軽減。
- 年度内に着工する場合には、都の負担割合をさらに引き上げ。

◆補助基準額

各区市町村の平均公示地価	補助額(年額)上限
35万円未満	5,000千円
35万円以上2倍未満	10,000千円
35万円の2倍以上3倍未満	15,000千円
35万円の3倍以上	20,000千円

新設

- ◆対象施設：認可保育所、認定こども園、認証保育所
- ◆補助対象期間：5年間
- ◆負担割合：【現行】 都1/4 区市町村1/4 事業者1/2
 【改正後】 都3/4 区市町村1/8 事業者1/8
 <<年度内の着工>>
 都7/8 区市町村1/16 事業者1/16